

# 悪徳商法にご注意ください！



今回の「火災警報器設置」では訪問販売等の悪質な業者によるトラブルに注意が必要です。被害にあわれている人の多くは高齢の方で、とくに一人暮らしの方を狙った訪問販売や電話による勧誘から商品購入やサービスへの契約を迫られることが多いようです。

## 「火災警報器を設置しなければならない」と訪問してくる業者には注意！【かたり商法】

悪質業者のなかには消防署といった公的機関の名を語って家を訪れ、販売するのがこの商法の一般的な手口です。この手口では「消防署の方から来ました。各家庭に火災警報器をつけなくてはなりません」といって売りつける方法です。

特に、「すぐに～」とか「この警報器を取り付けなければならない」などと火災警報器の設置をせまる業者に対しては注意する必要があります。



## 公的機関の職員が一般住宅を訪問し、火災警報器を販売することはありません！

あたかも消防署員のような服装や言動で訪問し、勧誘する業者がいます。市町村や消防署、消防団が火災警報器などを売り歩くことはありません。また、特定の業者に販売を委託することもあります。業者の服装や言葉などにごまかされないようにしましょう。

## 「今だけ」「あなただけ」などと契約を急がせる業者には要注意！

訪問販売の業者と契約するときは、その場ですぐに契約をするのではなく、本当に必要なものかをよく考え、ほかの業者と見積もりを比較するなど、十分に考えましょう。



## 万が一悪徳商法で購入してしまった場合は…。

訪問販売の場合は、「特定商取引に関する法律」に基づくクーリングオフ制度の対象であり、契約後一定の期間は契約の解除が認められています。

(契約日、価格、販売員の氏名や会社名が必要となります)

(宮城県消費生活センター (022)261-5161 又は最寄りの消防署へ相談しましょう。)